

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(地方調達)(平成29年3月31日)を熟知の上、参加されたい。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
電気の供給	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁千歳試験場	平成32年3月31日	

説 明 会 なし

3 入 札 ①日 時 平成31年3月12日(火) 11時00分
(ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着
するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。(初度入札のみ有効))

②場 所 防衛装備庁千歳試験場 会議室
(北海道千歳市駒里1032)

4 参 加 資 格 ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

③平成28・29・30年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ北海道の競争参加資格を有する者であること。

④大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑤前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

⑦電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

⑧予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙において示す入札適合条件を満たすこと。

5 入 札 方 法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価(キロワット単価)、同一月においては単一のものとする)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価(キロワット時単価)、同一月においては単一のものとする)とする。落札の決定は、当場が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価を入札書に記載した金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

6 保 証 金 ①入札保証金 免除
②契約保証金 免除

- 7 入札の無効 ①4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等 電気の供給に関する契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- 11 その他
- ①端数処理 5の落札の決定に当たり、計算された総価に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。
- ②提出書類 入札に参加しようとする者は、別紙様式1に掲げる書類を以下の提出期限までに1部、持参又は「書留」による郵送(必着)により提出しなければならない。
- 提出期限：平成31年3月5日(火) 17時15分(厳守)
提出場所：北海道千歳市駒里1032
防衛装備庁千歳試験場業務班
- なお、防衛装備庁千歳試験場から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された書類は防衛装備庁千歳試験場において審査するものとし、4の参加資格に適合していると判断された者のみ入札に参加できるものとする。
- ③契約締結日までに平成31年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
- ④本書記載事項については防衛装備庁千歳試験場業務班に照会のこと。

住所：北海道千歳市駒里1032
電話：0123-42-3501(内線213)

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

防衛装備庁千歳試験場

副場長 廣瀬末人 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

「電気の供給」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）の資格審査結果通知書の写し
- ② 電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 別紙様式 2 に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

二酸化炭素排出係数、環境への負荷低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、①平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成29年度の未利用エネルギー活用状況、③平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の5項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.500 未満	70
	0.500 以上 0.525 未満	65
	0.525 以上 0.550 未満	60
	0.550 以上 0.575 未満	55
	0.575 以上 0.600 未満	50
	0.600 以上 0.625 未満	45
	0.625 以上 0.650 未満	40
	0.650 以上 0.675 未満	35
	0.675 以上 0.700 未満	30
	0.700 以上 0.725 未満	25
	0.725 以上	20
② 平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③ 平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00% 以上	20
	3.00% 以上 5.00% 未満	15
	1.50% 以上 3.00% 未満	10
	0% 超 1.50% 未満	5
	活用していない	0
④ グリーン電力証書（※2）の調達者への譲渡予定 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年9月28日改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

※2 一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を防衛装備庁千歳試験場長等に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1 (1) の条件を満たすことを示す書類及びその証拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1 (1) の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1 (1) の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 (1) の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別紙の「各用語の定義」

用語	定義
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成29年度の二酸化炭素排出係数。</p>
② 平成29年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成29年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成29年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成29年度未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{平成29年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 工場等の廃熱または排圧 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。) 高炉ガスまたは副生ガス 平成29年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 平成29年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③ 平成29年度の再生エネルギーの導入状況	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成29年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 平成29年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) 平成29年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く) 平成29年度の供給電力量(需要端(kWh)) <ol style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。

	<p>2. 平成29年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成29年度の供給電力量(③)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・ 需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

防衛装備庁仕様書

2枚中の1枚

品 件 名	電気の供給	仕様書番号	
		作成年月日	平成31年2月1日
		作成部課名	千歳試験場管理班
<p>1 総則</p> <p>1) 需要場所 防衛装備庁千歳試験場 北海道千歳市駒里1032</p> <p>2) 業種及び用途 官公署及び研究所</p> <p>2 仕様</p> <p>1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 電気方式 交流3相3線式</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 標準電圧 6,000V</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 標準周波数 50Hz</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 受電方式 1回線受電</p> <p>2) 契約電力、予定使用電力量、力率</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 契約電力 1,800kW (契約上使用できる電気の最大電力)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 予定使用電力量 5,272,948kWh (別紙のとおり)</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 力率 99% (平成30年度実績)</p> <p>3) 需給開始日、使用期間</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 需給開始日 平成31年4月1日</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 使用期間 平成31年4月1日～平成32年3月31日</p>			

4) 需給地点

北海道電力株式会社の41画15区89図27番79の99号柱より引き込みの千歳試験場の構内第1柱に施設した千歳試験場の区分開閉器電源側接続点とする。

5) 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ

6) 保安上の責任分界点

上記需給地点に同じ

3 その他

- 1) 千歳試験場は自動力率調整装置の設置により平均力率99%を確保するように努める。
- 2) 入札価格の算定にあたっては、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく付加金は考慮しない。
- 3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

平成30年度電力使用量実績

	最大電力(kW)	使用電力量(kWh)	昼間使用電力量(kWh)	夜間使用電力量(kWh)
4	1,361	367,992	242,424	125,568
5	1,138	244,368	170,280	74,088
6	1,386	272,916	200,160	72,756
7	986	223,812	153,812	70,000
8	1,058	223,956	154,980	68,976
9	878	158,976	107,172	51,804
10	868	194,148	135,504	58,644
11	1,170	345,636	231,912	113,724
12	1,195	418,320	265,644	152,676
1	1,800	609,032	333,232	275,800
2	1,800	532,064	287,064	245,000
3	1,800	592,028	316,228	275,800
計		4,183,248	2,598,412	1,584,836

※1月～3月は予想

平成31年度予定電力使用量

	最大電力(kW)	使用電力量(kWh)	昼間使用電力量(kWh)	夜間使用電力量(kWh)
4	1,800	515,840	229,840	286,000
5	1,800	268,968	125,568	143,400
6	1,800	285,880	153,880	132,000
7	1,800	378,664	247,864	130,800
8	1,800	377,832	242,832	135,000
9	1,800	319,328	183,128	136,200
10	1,800	264,360	129,360	135,000
11	1,800	496,000	210,000	286,000
12	1,800	599,120	358,320	240,800
1	1,800	605,876	271,276	334,600
2	1,800	560,832	250,032	310,800
3	1,800	600,248	285,248	315,000
計		5,272,948	2,687,348	2,585,600

※昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く

※夜間時間 昼間時間以外の時間をいいます。